

1 スポーツマスター事業とは

事業の目的

オリンピックその他の国際的又は全国的な競技会等において輝かしい活躍をし、その功績が特に顕著である市民、又は市民であった者のうち広く市民に親しまれ、本市のスポーツの普及振興に寄与していると認められる者に対して、「苫小牧市スポーツマスター」の称号を贈る

事業 1 スポーツマスターの称号授与

- 内 容
スポーツマスター章としてエンブレムレリーフ付の盾及びブレザーを授与



事業 2 スポーツ教室等の協力

- 内 容
市や各団体等が主催する講演会、講習会及び実技指導等の事業への協力



2 現在のスポーツマスター

No.	氏名	競技	称号授与日	主な経歴
1	引木 孝夫 氏 1944. 10. 30 (79歳)	アイスホッケー ※実技指導終了	H 7. 9. 25	<ul style="list-style-type: none"> ・全日本選手権 最優秀賞 1回 ・日本リーグ 最優秀賞 3回 ・オリンピック出場 2回 ・王子製紙(株)アイスホッケー部監督、総監督歴任
2	鈴木 秀太 氏 1946. 3. 9 (77歳)	バスケットボール ※実技指導終了	H 7. 9. 25	<ul style="list-style-type: none"> ・トヨタ自動車バスケットボール部 コーチ、監督、総監督歴任 ・全日本ナショナルチーム監督、総監督歴任
3	高澤 秀昭 氏 1958. 9. 10 (65歳)	野球 ※実技指導終了	H 7. 9. 25	<ul style="list-style-type: none"> ・ロッテオリオンズ入団 ・首位打者 1回 ・ベストナイン 2回 ・ゴールデンクラブ賞 3回

2 現在のスポーツマスター

No.	氏名	競技	称号授与日	主な経歴
4	<p>山中 宏美 氏 1970. 4. 21 (53歳)</p> 	<p>スピードスケート ※実技指導終了</p>	H 8. 12. 26	<ul style="list-style-type: none"> ・リレハンメルオリンピック 女子5000M 銅メダル
5	<p>本間 貞樹 氏 1953. 6. 4 (70歳)</p> 	<p>アイスホッケー ※令和4年度で 実技指導終了</p>	H12. 10. 12	<ul style="list-style-type: none"> ・日本リーグ最優秀選手賞 1回 ・日本リーグ得点王 4回 ・オリンピック出場 2回 ・王子製紙(株)アイスホッケーコーチ、 監督歴任
6	<p>佐藤 久佳 氏 1987. 1. 12 (36歳)</p> 	<p>水泳 ※実技指導実施中</p>	H28. 9. 22	<ul style="list-style-type: none"> ・北京オリンピック400Mリレー 銅メダル

3 スポーツマスターの選考基準について

- ① オリンピックにおいてメダル獲得、若しくは複数回出場している
- ② ナショナルチーム等の監督、若しくは指導の経験がある
- ③ それぞれの競技において、輝かしい成績を残している
- ④ 苫小牧市民に多くの感動と勇気を与えている
- ⑤ 青少年にとって、競技に取り組む契機となり、指導普及活動に期待ができる
- ⑥ それぞれの競技の先駆者である

4 スポーツマスターの現状

実技指導者の 必要性

- ・ 令和4年度で、本間スポーツマスター（アイスホッケー競技）の実技指導が終了
- ・ 実技指導可能なのは、佐藤スポーツマスター（水泳競技）のみとなる

スポーツにおける 功績者

- ・ 平成28年度以降、国内外のスポーツ分野で活躍した著名な「苦小牧人」は、複数人存在している

スポーツの 普及振興

- ・ 「全国初スポーツ都市宣言のまち」のPR、市民スポーツの普及振興を推進する上で、「スポーツマスター」のブランドが非常に重要



☆実技指導可能な新スポーツマスターが必要

☆事業の在り方についても検討が必要

5 スポーツマスターの選任について

◆これまでの流れ

- (1)スポーツ都市推進課で候補者を選出
- (2)苫小牧市スポーツマスター選考会議を設置
 - 必要に応じて選考会議を開催
 - 選考会議は、学識経験者、スポーツ関係団体の代表者等
- (3)選考会議の推薦を受けて、市長が決定



選任方法や事業の在り方について、広く意見を聴取

◆今後の流れ（案）

- (1)スポーツ都市推進課で候補者を選出
- (2)苫小牧市スポーツ推進審議会内で検討部会を設置
- (3)検討会で推薦者等を選定
- (4)審議会の推薦を受けて、市長が決定

6 スポーツ推進審議会 部会の設置について

◆スポーツ推進審議会部会の設置について（案）

- (1) スポーツ推進審議会は、必要があるときは、部会を置くことができる。
- (2) 部会は会長の指名する委員をもって構成する。
- (3) 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから会長が指名する。
- (4) 部会長は、部会の事務を掌理する。
- (5) 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

7 今後のスケジュールについて（予定）

期 日	内 容
令和6年3月21日	令和5年度第2回スポーツ推進審議会 スポーツマスター検討部会設置
令和6年4月～5月	スポーツマスター検討部会開催
令和6年6月	令和6年度第1回スポーツ推進審議会 スポーツマスター推薦者決定
令和6年7月以降	新スポーツマスター決定
令和6年10月	新スポーツマスター任命式 (スポーツフェスティバルで開催予定)